

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

令和 4 年 1 月 31 日質問

令和 4 年 2 月 28 日回答

### 審査委員会（第 26 回）における委員からの発言等を踏まえた 一般社団法人日本大学基準協会への確認事項

#### <全般>

1. 貴法人の理事会規程をご恵与ください。

(回答)

別添資料 1\_理事会規則をご覧ください。

2. 前回（事前質問事項）の<評価体制>質問 1 について、「専門職大学等に関する教育研究の質を向上させ、社会貢献に資する機関となる一助となること」、「(専門) 職業教育の社会的地位の向上を図ること」、「社会人・産業構造の変化をとらえた（専門）職業教育ならびに研究の質向上」をご回答いただきました。貴協会の掲げられるこれらの認証評価の目的に加えて、他の認証評価機関と比して、どのような「特色や特徴」を有しているとお考えでしょうか。

(回答)

おおきく 2 つの観点があると考えます。第一に（実務家）教員の個別評価の実施をすることで、教員の質保証に特に力点を置いています。第二に、専門職業人養成においては、いかにしてそれぞれの領域で養成される専門職について社会からの要請を踏まえながら、教学に落とし込んでいくのかという観点での評価を行うことは特色であるといえます。

3. 貴法人の母体となっている学校法人先端教育機構は、社会情報大学院大学および事業構想大学院大学を設置されております。専門職大学院の認証評価は当面は実施しないとのことでしたが、貴法人が将来的に専門職大学院の認証評価を行うことは、例え、設置されている 2 つの専門職大学院の分野の認証評価を実施しないとしても、評価の公正性を担保できない恐れがあります。基金の原資が理事長の私財であればなおさら対外的な説明が難しいと考えられますが、この点についてどのようにお考えか、ご教示ください。

(回答)

評価の公平性を担保する仕組みとして、①学校法人とは別法人を組織した上で役員等の情報は公表することとしており、②理事会が選任するところの基準委員会の委員であっても、専門性を担保する観点から外部の人材を多く登用し、③各種の評価委員は基準委員会が選定することとなっています。また、④評価は受審校におけるピア・レビューを重視し、さらに、⑤透明性の高い開かれた

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

評価を行う観点から、意見申立て／異議申立て制度を整備するとともに、評価のプロセスや方法及び結果を広く社会に公表するという方策も講じており、これらの仕組みによって、評価の公正性は担保されるものと考えております。

4. 前回（事前質問事項）の＜全般＞質問 5 の後半で、「認証評価部門の最高意思決定機関とありますが、最高意思決定機関であるならば、各評価委員会の結果についての最終意思決定を行うのではないのでしょうか。認証評価フローチャートにおいても基準委員会を経るようにはなっておりません。最高意思決定機関とした理由をお聞かせください。」との質問させていただいておりますが、こちらに対する回答をいただいておりますので、改めてご教示ください。

（回答）

認証評価の評価基準や評価のプロセス等を企画し、認証評価部門の方針を策定する重要なセクションであるため、最高意思決定機関という表記をしました。質問の趣旨を踏まえ、各評価委員会の結果についての最終決定は理事会であり、その他の事項についても最終的な意思決定権は理事会にあるため、最高意思決定機関という文言を削除し「認証評価部門の基本的事項を決定するほか、第 5 条に定める事項を決定、実施する機関として、」と表現を改めました。（別添資料 2\_認証評価事業基本規則-1 頁）

5. 評価手数料につきまして、会員校から会費を徴収しているにも関わらず、1 大学あたり 350 万円（+学部数×50 万円+実務家教員評価 50 万円）という料金体系は、他の認証評価機関に比べて高いようにお見受けします。前回の回答から、組織の安定のために敢えて高く設定されているとのことでしたが、自己の財政的安定のために評価費を高く設定し安定したら値下げするということは、公的な認証評価を担う機関として問題があると指摘される恐れもあると思います。適正な評価手数料算定について、どのようにお考えかご教示ください。

（回答）

分野別認証評価を行っている他団体の料金体系を参考にしつつ、公的な認証評価を担う機関として安定的・継続的に評価事業を行っていくために必要な独自の料金体系を設定いたしました。専門職大学・専門職短期大学は、将来的な増加数についても見通し（あるいは他の認証評価団体の設立の可能性）が必ずしも明らかでないことから、現在設置されている専門職大学・専門職短期大学数を基準として算出をおこなっております。

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

6. 評価手数料について、実務家教員の人数に従って評価料を加算することになっておりますが、貴協会からの回答に「実務家教員の平均は 16 名」となっており、これに対応して審査を行うとされ、また、収入見込みも計算されております。この「実務家教員は平均 16 名」ということについて、どのように専門職大学の実務家教員数とその平均を把握されているのでしょうか。算出の根拠をご教示ください。

(回答)

文部科学省の設置認可申請書類等の公表ページ内にある、各専門職大学等の「(6) 教員名簿」より実務家教員の人数を把握しています<sup>1</sup>（みなし専任を含みます。開志専門職大学のアニメ・マンガ学部は公開資料がないため、含まれていません。）。

No.	大学名称	実務家教員数
1	高知リハビリテーション専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1810nsecchi/pdf/kouchiriha_1810nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1810nsecchi/pdf/kouchiriha_1810nsecchi_meibo.pdf</a> )	12
2	国際ファッション専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1811nsecchi/pdf/kokusaifashion_1811nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1811nsecchi/pdf/kokusaifashion_1811nsecchi_meibo.pdf</a> )	26
3	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1811nsecchi/pdf/yamazaki_1811nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1811nsecchi/pdf/yamazaki_1811nsecchi_meibo.pdf</a> )	7
4	静岡農林環境専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1908nsecchi/pdf/nourinkankyo_1909nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1908nsecchi/pdf/nourinkankyo_1909nsecchi_meibo.pdf</a> )	9
5	静岡農林環境専門職大学短期大学部 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1908nsecchi/pdf/nourinkankyotan_1909nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1908nsecchi/pdf/nourinkankyotan_1909nsecchi_meibo.pdf</a> )	17
6	東京国際工科専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1908nsecchi/pdf/tokyokokusaika_1909nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1908nsecchi/pdf/tokyokokusaika_1909nsecchi_meibo.pdf</a> )	12
7	びわこリハビリテーション専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1908nsecchi/pdf/biwakoreha_1909nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1908nsecchi/pdf/biwakoreha_1909nsecchi_meibo.pdf</a> )	17
8	東京保健医療専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/tokyohokeniryou_1911">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/tokyohokeniryou_1911</a> )	31

<sup>1</sup> [大学設置室 \(mext.go.jp\)](http://www.dsecchi.mext.go.jp)

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
 認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
 令和 4 年 3 月 9 日

	<a href="#">nsecchi_meibo.pdf</a> )	
9	情報経営イノベーション専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/jouhoukeiei_1911nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/jouhoukeiei_1911nsecchi_meibo.pdf</a> )	22
10	開志専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/kaishisenmonshoku_1911nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/kaishisenmonshoku_1911nsecchi_meibo.pdf</a> )	17
11	岡山医療専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/okayamairyo_1911nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/1911/pdf/okayamairyo_1911nsecchi_meibo.pdf</a> )	19
12	芸術文化観光専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/geijyutubunkakankou_2010nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/geijyutubunkakankou_2010nsecchi_meibo.pdf</a> )	20
13	かなざわ食マネジメント専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/shokumane_2010nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/shokumane_2010nsecchi_meibo.pdf</a> )	10
14	名古屋国際工科専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/nagoyakokusai_koka_2010nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/nagoyakokusai_koka_2010nsecchi_meibo.pdf</a> )	17
15	大阪国際工科専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/osakakokusaika_2010nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/osakakokusaika_2010nsecchi_meibo.pdf</a> )	20
16	和歌山リハビリテーション専門職大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/wakayamariha_2010nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/wakayamariha_2010nsecchi_meibo.pdf</a> )	9
17	せとうち観光専門職短期大学 ( <a href="http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/setouchi_2010nsecchi_meibo.pdf">http://www.dsecchi.mext.go.jp/2010nsecchi/pdf/setouchi_2010nsecchi_meibo.pdf</a> )	8
		計 273 (平均 16 名)

### <評価体制>

1. 前回（事前質問事項）の<評価体制>質問 1 1 で「基準委員会の委員数について」質問しましたところ、「10 名程度というのは最低人数とご理解ください」との回答をいただきました。適切な評価を実施いただくために、必要な人数を下回ることはないような人員体制を敷くようお願いいたします。

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

(回答)

ご指摘をいただきました通り、必要な人数を下回ることの無いように人員体制を敷くようにいたします。

2. 前回の質疑応答において、評価委員（資料インデックス 00-08）についてお尋ねしましたが、委員（候補）は各人、評価の経験者であるので、支障はないというご回答だったと理解しております。一方で、職員については、評価事業の経験者を必ずしも必要としない旨のご回答がありました。では、しかし、組織として認証評価事業を確実に実施するには、評価事業を企画、立案、リードする中核となる人材が不可欠と考えますが、現在、評価委員一覧（資料インデックス 00-08）に記載されている委員（候補）のなかで、どなたがそのような役割を果たされるとお考えでしょうか。関連して、評価の専門家あるいは評価事業支援の経験者を常勤として雇用される計画はありませんでしょうか。

(回答)

評価事業を企画、立案、リードする中核となる人材としては、基準委員会の川山先生、乾先生、佐藤先生を想定しています。

評価事業の企画、立案、リードのサポートができる人材の常勤としての雇用については、前向きに検討していきたいと思えます。

3. 評価委員（資料インデックス 00-08）について、必ずしもその分野の専門ではなく、適格性に疑問がある候補者がいるように推察されます。また、前回、候補者すべてから委員承認の内諾を得ていないという回答であったかと思えます。その後、承諾は得ているのでしょうか。改めて委員候補者の名簿をお示しく下さい。

(回答)

別添資料 3 「評価委員一覧」中の青色で書かれている評価委員については、前回会議より追加で内諾を得た評価委員です。資料中グレーのセル以外の方からは内諾を頂いておりますので、大半の方にはご理解をいただいております。そのほか、実際に認証がなされてからでないと、オファーが難しい方については内諾を得ていない状況です。適格性につきましては、分野の基準と依頼予定の委員のプロフィールを基準委員会の中核メンバーで確認のうえ、リストを作成しております。専門職大学は、専門性が求められる職業を担うための人材育成を掲げており、一方で、高等教育機関としての質を確認する必要もあるため、高等教育の専門家と、分野の専門性を担保できる人材を、バランスよく配置する意図で選出しました。（別添資料 3\_委員会委員一覧）

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

### <評価基準>

1. 前回（事前質問事項）の<全般>質問 5 に関して、なぜ基準委員会という名称にしたのか説明を求めましたところ、「認証評価において、評価基準の策定・変更という根幹の職務を担うセクションであることから「基準委員会」とした」旨の回答をいただきました。しかし、例えば、基準 2 の「基準の概要」は、最初の一文が日本高等教育評価機構と全く同じであり、それ以降は大学基準協会とほとんど同じであるようにお見受けします。評価基準を作成する際の考え方や具体的にどのように作成されたのかをご説明ください。

（回答）

他協会には認証評価の研究と、これまでの評価事業の蓄積があり、評価基準も優れていることから評価基準も多く参考にしました。

また、専門職大学等の認証評価を行うことから、分野別認証評価も視野に恐れ、専門職大学院の分野別認証評価の評価基準も参考にしています。

評価機関としての独自性やミッションを評価基準の中に打ち出すことも大切であると考え、一方、「基準」であることから、策定側の意図に振り回されず、高等教育機関の質を評価する基準として公平で公正であるべきものと考えますので、他機関と足並み揃えることも必要であると考え、そのように策定しています。

一方で本協会の策定した基準は、受審校と評価委員の間で基準に対する考え方の齟齬がなるべく生じないように、評価の観点を細かく定めているところに特徴があると考えています。ただし、質問の趣旨を踏まえ、必要に応じて表現については再考したいと思えます。

2. 基準 1 の評価の観点 1—8「高等教育機関としての質保証と国際的な通用制の担保、実践的な職業教育にふさわしい教育条件をどのように整えているかを表明していること。」とありますが、どの部分が「質向上の観点」に該当しますでしょうか、ご説明ください。専門職短期大学機関別評価基準（案）についても同様です。

（回答）

「基本的な観点」は項目の内容が学校教育法や専門職大学設置基準等の法令等に根拠を求められる内容、「質向上の観点」は項目の内容が法令等には規定されていませんが、高等教育界の動向を鑑み専門職大学等において、取り組みがなされていることが望ましいとして設定しています。

3. 基準 2 の内部質保証について、情報の公表に関する観点（2—7）のみが「基本的観点」で、他は「質向上の観点」となっております。内部質保証を重点的に評価することが認証評価機関に要請されていることを鑑みますと、この観

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

点の設定は適切性に欠くと言えるのではないのでしょうか。また、内部質保証について、具体的にどのような評価によってこれらの観点の評価を行うことを予定しているか、あわせてご教示ください。

(回答)

内部質保証は認証評価にとって要となる仕組みであるという理解です。

基準 2 に関しては、別添資料 4 実施要綱\_専門職大学機関別認証評価、別添資料 5 実施要綱\_専門職短期大学機関別認証評価の 2 頁に記載の通り、「「基準 2 全学的な内部質保証システム」の項目は全て「質向上の観点」として重点的に評価します。」としています。(全てというのは誤りですので、実施要綱の文言は修正いたします。)

また、別添資料 14\_専門職大学機関別認証評価に係る報告書案の構成及び判定に関する規程の第 4 条第 3 項において、基準 2 以外の基準については「「基本的な観点」をすべて満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する」と規定しているのに対し、「基準 2 における評価の観点のうち「基本的な観点」と「質保証の観点」の両方をすべて満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する」と規定しており、他の基準よりも重点的に評価する仕組みとなっております。

ただし、質問の趣旨を踏まえ、「基本的な観点」「質保証の観点」という標記では、内部質保証は「基本的に守るべき事項」とは見えにくいいため、「法令適合の観点」「質保証の観点」等、表現について改めたいと考えております。

4. 基準 3 の評価の観点 3-2 7 「基礎科目は生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立をはかるために必要な能力を育成するための授業科目とすること。」とあり、「基礎科目」の性格を規定する表現ですが、2 8 以下の項目では「・・・であること。」が多用されていますので、表現をそれに合わせてはいかがでしょうか。専門職短期大学機関別評価基準（案）についても同様です。

(回答)

ご指摘を頂きました通り、文言を修正しました。別添資料 6 の 7 頁、別添資料 7 の 7 頁をご覧ください。

### <組織及び財務状況>

1. 最新の収支計画書（直近 5 ヶ年分）をご恵与ください。なお、古い情報との取り違い防止の観点から、いつ当該データが更新されたのかが分かるように、更新日の記載をお願いいたします。

(回答)

別添資料 9\_収支計画書をご覧ください。

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

基金の戻し入れに関しては、認証評価部門において 24,963,000 円の基金取り崩しがあるため、収益が安定する 2030 年度より、2030 年度、31 年度は 1000 万円ずつ、32 年度は 4,963,000 円の戻し入れを行います。そのほかの部門においては合計 55,572,666 円の基金取り崩しがあるため、実務家教員支援部門では 2030 年～34 年度において毎年 500 万円、2035 年度で 250 万円を戻し入れ、調査研究部門では 2029 年～32 年度、34 年度、35 年度で各 100 万円、広報センターで 2030 年～35 年度で毎年 2,084,000 円、事務局で 2030 年度、2031 年度で各 2,083,333 円、2032 年度で 500 万円、2033 年度で 402,000 円の戻し入れを行います。

2. 経理規程 27 条において、理事会の承認を受けなくて良い有価証券として電信電話債券の引受又は売却について定めています。

当該債権の発行は 1983 年に終了し償還は 1990 年に終了していますが、どのようなケースを想定しての規定かお示してください。

(回答)

当該債権を取り扱う予定はないことを確認しましたので、質問の趣旨を踏まえ、経理規程第 27 条の電信電話債券について規定されている部分は削除しました。

3. 経理規程に内部監査を規定していることについて、内部監査は財務に関する分野だけにとどまりませんが、当該分野以外の内部監査に関する規程はありますか。(内部監査人に監事を充てることの疑義については先日の委員会にて委員が指摘済み)

(回答)

当該分野以外の内部監査に関する規程はございませんが、整備を進めているところです。業務執行については、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第 2 条第 4 号に規定されている通り、認証評価機関は組織及び運営の状況についても自己点検・評価を行う必要があります。また、監事による監督もあることから、まずは、組織の根幹に関わる重要な部門として、経理に関してのみ内部監査を行うと規定しておりました。

内部監査に監事を充てることの疑義については、ご指摘を受け経理規程「第 8 章 内部監査」の第 48 条監査担当者については「理事長は、内部監査を実施するため専任職員の中から内部監査委員を任命する。」と修正し、あわせて第 49 条についても修正しました。(別添資料 8\_経理規程の 8 頁)

4. 収支計画書につきまして、支出として会議費用が記載されていないようにお



## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

見受けします。委員謝礼が会議の謝礼であるならば、各種会議ごとにその名称を挙げてお示しいただけるとわかりやすいと思います。また、旅費についても同様です。

(回答)

ご指摘を踏まえ収支計画書を修正しました。別添資料 9 をご覧ください。

5. 事務組織体制についてお尋ねします。

(1) 認証評価部門の専任職員は 2 名体制であり、評価事業の件数により委嘱職員を 2 名程度雇用するとのことでしたが、2025 年度には、機関別認証評価 8 大学、分野別評価 8 大学を実施する計画となっているにも関わらず、職員人件費はほとんど増額されていないようにお見受けします。専任職員の給与は、実質の年収 200 万円程度と考えられますが、この金額で専任ポストということで間違いないでしょうか。

(回答)

ご指摘を踏まえ収支計画を修正しました。

実際に評価事業が発生する 2023 年度は専任事務職員人件費として 500 万円、臨時職員は 1 名当たり 200 万円、27 年度は評価校が少ないことを見込まれますので、臨時職員人件費 100 万円で見込んでいます。別添資料 9\_収支計画書をご覧ください。

(2) さらに嘱託職員 2 名をこの予算で雇用するのは難しいのではないのでしょうか。嘱託職員も含めて、1 人あたり 4 大学担当することになると思われまます。前回の回答で、「認証評価を行うのは、評価委員であるため、認証評価業務の経験のある事務局人材が必ずしも必要ではない」とのお話を伺いましたが、職員がどのような実務を担うことを想定しているのか具体的にご説明ください。

(回答)

予算については、上記質問と合わせて修正しました。別添資料 9\_収支計画書をご覧ください。

事務作業の一切（会議準備、議事録作成、スケジュール管理、郵便物の発送・仕分け、書類の作成・処理・管理、備品管理・発注、電話・来客対応、受審校との事務的なやり取り全般 等）を想定しておりますが、認証評価事業をリード・企画をサポートする人員の採用についても、検討を進めています。

(3) なお、前回の回答で、人件費の増額を考えているとお話を伺いましたが、収支計画書に反映されていないようにお見受けします。その理由を御教示ください。

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

(回答)

ご指摘を踏まえ、収支計画を修正しました。別添資料 9\_収支計画書をご覧ください。

6. 前回（事前質問事項）の＜組織及び財務状況＞質問 3 については、本来、理事会が行うべきことを「認証評価部門」が行うように制度設計がされている点を問題としております。そのうえで改めて以下のようにお尋ねいたします。

(1) 現行の認証評価事業基本規則（資料インデックス 00-09）第 2 条 1 項で「認証評価事業は、本協会理事会の委託にもとづき認証評価部門がこれを行うものとする」とありますが、これは、認証評価部門が実施した評価が最終的な結論のように読めますので、表現を再考された方がいいのではないのでしょうか。

(回答)

ご指摘を踏まえ、「認証評価事業は認証評価部門がこれを行うものとする。」と修正しました。（別添資料 2\_認証評価事業基本規則-1 頁）

認証評価の結果は理事会による「評価報告書（案）」の確定をもって最終的な結論となり（別添資料 10\_専門職大学機関別認証評価手続規程 2 頁の第 5 条第 16 号、7 頁の別紙 認証評価フローチャート、及び、別添資料 11\_専門職短期大学機関別認証評価手続規程 2 頁の第 5 条 16 号、7 頁の別紙 認証評価フローチャート）、また、その他認証評価事業に係る規程等の改廃も理事会によって決定されることになっています。

(2) 基準委員会は「一般社団法人日本大学基準協会」の基幹的な組織として位置づけられた委員会だとお見受けしますので、定款第 3 5 条に沿って運営する必要があるのではないのでしょうか。つまり、「委員会等の委員は、理事会において選任する」ということですので、事前質問への回答で「定款 3 5 条 2 項は削除します」との回答をいただきましたが、削除すべきではないと考えます。

(回答)

ご指摘を踏まえ、定款第 35 条第 2 項は「委員会などの委員の選任については別に定める」と表記を改めました。（別添資料 12\_定款\_一般社団法人専門職大学基準協会-7 頁）

なお、6 (3) でも回答しているとおり、認証評価部門の委員については、基準委員会で選出し理事会によって承認を得る、その他の部門に委員会を置く場合は理事会で選任を行うというプロセスとしております。

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

(3) 基準委員会委員長が大きな権限を持つように設計されていますが、定款 35 条 3 項「委員会等の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める」という規程に沿って、運営をすべきであると考えます。したがって、委員長及び委員の選任については、理事会の承認が必要ではないかと考えます。

(回答)

ご指摘を踏まえ、認証評価部門の委員については基準委員会で選出し理事会によって承認を得る、その他の部門に委員会を置く場合は理事会で選任を行うというプロセスに改めました。したがって、認証評価部門の各委員会の委員選出について、別添資料 2\_認証評価事業基本規則 第 21 条を「専門職大学評価委員会委員は、基準委員会において選出し、理事会の承認を得る」と修正しました。

7. 前回（事前質問事項）の＜組織及び財務状況＞質問 5 では、「異議申し立て審査に関する規程」（資料インデックス 00-10）で記載されております異議申立委員会の委員の構成要素について質問いたしました。「大学関係者とは大学についての知見を有する者、学部の有識者については学部教育を行っている者、職能団体の実務担当者等を想定」しており、表現が適当でない場合は改めることも検討する旨を回答いただきました。これに関して、「大学関係者とは大学についての知見を有する者、学部の有識者については学部教育を行っている者、職能団体の実務担当者等」という貴法人からの回答のように表現を改めてはいかがでしょうか。

(回答)

ご指摘を踏まえ、「異議申立審査に関する規程」第 3 条第 4 項に「前項の委員のうち、大学関係者とは大学についての知見を有する者、学部の有識者とは学部教育を行っている者、職能団体の実務担当者とする。」の規定を追加しました。（別添資料 13\_異議申立審査に関する規程-1 頁）

### <その他>

1. 下記の表記についてご確認ください。

(1) 認証評価事業基本規則（資料インデックス 00-09）2 ページ目

第 9 条 基準委員会委員に任期は → 基準委員会委員の任期は

(2) 認証評価事業基本規則（資料インデックス 00-09）3 ページ目

第 20 条 ……ただし、委員は、以下の各号に掲げる当該専門職大学の評価業務には従事できない。

(1) 当該大学の卒業者

## 資料 2

中央教育審議会大学分科会  
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 27 回）  
令和 4 年 3 月 9 日

→ いずれかの「当該」は不要ではないでしょうか。

(回答)

(1) について、質問の趣旨を踏まえ修正しました。

(2) について、前者の「当該」を残し後者はそれぞれ

(1) 自らが卒業した専門職大学

(2) 専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、あるいは 5 年間以内に在職していた専門職大学

(3) 役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは 5 年間以内に在職していた専門職大学

(4) 教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画、あるいは過去 5 年間以内に参画していた専門職大学

(5) 競合する近隣の大学の関係者

(6) 利害関係にあるなど、その他本協会でも不適正と認める者などと、表記を改めました。

以上